

平成 27 年度第 1 回青森市情報公開・個人情報保護審査会 会議概要

日 時：平成 27 年 5 月 11 日（月）10 時～11 時 56 分

場 所：市役所議会棟第 2 委員会室

出席者：委員 6 名（菊池 至、國方 明、西田 文仁、船木 清子、長内 孝緑、山田 信子）
学識経験者 1 名（青森大学准教授 小久保 温）

欠席者：委員 1 名（小俣 勝治）

実施機関：（情報政策課）竹谷副参事、櫻田主事、三上主事
（市民課）三上副参事、遠嶋主幹、秋元主査、盛主査

審査会事務局：（総務部総務課）岸田参事、太田主幹、三浦主査

1 議事

- （1）「住民基本台帳に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の調査審議

2 議事要旨

①【担当課（情報政策課）からマイナンバー制度について配付資料に基づき説明】；

・質疑等

○委員等

システム面における保護措置に「符号を用いた情報連携を実施」とあるが、この符号は具体的にはどのようなものか決まっているのか。

○担当課（情報政策課）

現在システムの構築中であり、情報については持ち合わせていないが、地方公共団体ごとの符号を用いることになる。よって、国でコアシステムと呼ばれるそれぞれの自治体の個人番号から紐付いた符号を結び付けて連携していくことを想定している。

○委員等

平成 27 年 10 月から通知カードが送られ、その時に個人番号カードの申請書が送られてくるということだが、カード自体を使わないという方は、申請しなくてもよいのか。

○担当課（情報政策課）

まず、通知カードが送られることにより、その方の付番は完了する。つまり、個人番号カードで身分を証明しなくても、例えば、運転免許証と通知カードがあれば、それで本人

確認を行うことができるとされている。

顔写真がついている個人番号カードを希望されない方は、申請しないということも可能だが、通知カードは紙のカードなので、耐久性の面で不安な面があると思う。

○委員等

個人番号カードに住所の記載欄があるが、住所が変わればどうなるのか。

○担当課（情報政策課）

住所変更の際には、カードの提示が求められる。個人番号カードのサインパネル領域と書いている部分に書き換えられることになる。よって、転居時には個人番号カードも必要になる。

②【担当課（情報政策課）から特定個人情報保護評価について配付資料に基づき説明】

・質疑等なし

③【担当課（市民課）から特定個人情報保護評価書について配付資料に基づき説明】

・質疑等

○委員等

サーバーの所在地はどこになるのか。

○担当課（市民課）

サーバーの所在については、明かしていない。

○委員等

用語の定義だが、評価書の「再委託 ⑦再委託の有無」という部分、再委託という言葉はどのような意味か。

○担当課（市民課）

受託した業者が、さらに別の会社に委託することを再委託と言う。

○委員等

「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」に、「3住民記録システムの操作者を記録しており、目的外の情報の入手を行われていないかについて操作ログを保存する。」とあるが、このログの保存期間については何かで定められているか。

また、ログのチェックというか、監査を実施するかどうか、どこかに記述されているか。

○担当課（市民課）

ログについては確認していないため、18日に回答させていただく。

○委員等

「⑥技術的対策」で、具体的な対策の内容について2つに分けられており、青森市における措置として、ウィルス対策ソフトの導入と記載されている。ウィルスソフトはインターネットに接続してアップデートを行うと思うが、インターネットに接続せずにアップデートができるのか、具体的にどのように行うのか。

○担当課（情報政策課）

確認をして、18日に回答する。